別記（四）

祝辭

日本紡織従業員大會

芝浦千二百余名ノ兄弟諸君！

日本紡織従業員大會ハ芝浦製作所ノ全従業員ノ生活ヲオビヤカシ賃銀低下ノ暴擧ニ對シテ労働者ノ立場カラ絶對ニ反對スルモノデアル。吾々労働者ハ今日マデ「八時間労働」ノ獲得ノ為ニ斗ッテ来タ。ソシテ今漸ク其ヲ獲得シタト思フ時ハ、既ニ幾十ナラナイ事ヲ覚ッテ居ル。然ルニ此ノ度ノ芝浦製作所ノ八時間労働制ハ事業ノ種類ニ見ル労働賃銀ノ低下ト分ケ其ノコトヲテシテアル事ヲ吾々ハ見捨テ得ナイ、従ッテ我々ハ主張スル。實賃銀ノ低下セル八時間労働ト云フ事ハ遠カラズ其ノテイラニ全ク其ノ旨意ヲ異ニスルモノデアル。吾々ハ二ツノ工場労働ニ對スル圧迫ハ全工場労働者ニ對スル圧迫デアルト考ヘル故ニ階級的連帯性ヨリ全従業員家解放ノ輝ケル生命デアル。日本紡織従業員大會ハ斯ル見地カラ芝浦ノ兄弟諸君ノ此ノ如キ結束ヲ以テ最後迄抗争サレン事ヲ希望スル事、同時ニ我等ハ諸君ノ應援ヲ茲ニ誓フモノデアル。

一九三〇年三月二日

日本紡織従業員大會

別記（五） 祝辭

関東労働組合自由聯合會

斯ノ如キ階級ハ自己ノ文化的地位ヲ高メ確保セントシテ今ヤ産業ノ合理化ヲ強行シ殺シテ失業者群ノ激増ト賃銀ノ低下トヲ以テ我々労働者ヲ餓死ノドン底ニ突落シツヽアル。今回ノ芝浦製作所資本家ガ成シタ労働時間ノ短縮ニ見ル賃銀ノ低下ゲモ實ニ勝手極マル我利我利ノ所置デアッタモノデアル。斯クノ如キ出来ノ良イ賃銀ノ低下カ即チ我々労働者ニ對スル掠我々ニ對シテ我等ハ絶對許サレナイ。而シテ芝浦ノ兄弟諸君ガ従来資本家共ノ不正不義ニ對シテ斗争スル事ハ全プロレタリアノ階級的利害ヲ守ルモノデアリ、我等モ亦階級的感情ノ上ニ立ッテ絶對諸君ノ斗争ニ應援ヲ誓フモノデアル。

一九三〇、三、三、

関東労働組合自由聯合會

労秘第六八九號

昭和五年三月七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿（北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡）

5.3.17
1066

芝浦製作所東京工場労働争議ニ關スル件 第二報

要旨

(1) 罷業労働者ハ減給八時間制ノ對外三件ノスローガンヲ定ム

(2) 五日芝公會堂ニテ従業員大會ヲ開催シ前記スローガン外二件ヲ可決ス

(3) 五日労資會見折衝シタルモ何等決セズ

(4) 労働者ハ五日就業ス、怠業気分アリ

標記工場ノ労働争議ニ就テハ既報ノ處其後ノ経過左記